

# 地域在来種苗の保存・利用等の促進に関する法律案（仮称）について 概要

## 1. 目的

地域の農産物等の品種の多様性の確保を図ることが地域における農業等の振興において重要

➡ ①**地域在来種苗**（地域の農産物等の品種の種苗）の保存・利用、②**地域在来農産物**（地域在来種苗を用いることにより得られる収穫物）の利用（①＋②＝**地域在来種苗の保存・利用等**）の促進のために必要な事項を定める。

➡ 農業等の持続的かつ健全な発展に寄与するとともに、農村その他の地域の活性化に資する。



## 2. 基本理念

地域在来種苗の保存・利用等について、次の事項を旨として、その促進を図られなければならない。

- (1) 民間において十分に行われないおそれがあることに鑑み、**国・地方公共団体が積極的な役割**を果たすこと。
- (2) それぞれの**地域において**創意工夫を生かした**主体的な取組**が行われ、これに対して**国が積極的に支援**を行うこと。

## 3. 基本方針

農林水産大臣は、地域在来種苗の保存・利用等の促進に関する基本方針を定めるものとする。

## 4. 都道府県計画・都道府県に対する国の支援

- (1) 都道府県は、基本方針を勘案して、その地域における地域在来種苗の保存・利用等に関する施策の推進に関する計画を定めることができる。
- (2) 国は、都道府県が都道府県計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 5. 基本的施策

いずれも努力義務で、【1】は都道府県の施策、【2】～【6】は国・地方公共団体の施策

### 【1】地域在来種苗の収集・保存及び提供

①その地域における地域在来種苗の収集・保存、②当該地域在来種苗・地域在来農産物の生産を行おうとする関係者からの求めに応じたその保存する当該地域在来種苗の提供

### 【2】技術の開発及び普及

①地域在来種苗の長期的かつ安定的な保存に資する技術、②地域在来種苗の増殖に関する技術の開発・普及のために必要な施策

### 【3】人材の育成及び確保

地域在来種苗の保存・利用等に関し専門的な知識・技術を有する者その他の地域在来種苗の保存・利用等の推進に寄与する人材の育成・確保を図るための研修の実施等

### 【4】連携の強化

- (1) 地域在来種苗の保存・利用の促進を図るための関係者（例：試験研究機関）等との連携の強化に必要な施策
- (2) 地域在来農産物の利用の促進を図るための地方公共団体及び関係者（例：農業者・農業者団体）により構成される協議会の設置その他のこれらの者との連携の強化に必要な施策

### 【5】関係者の活動に対する支援

地域在来種苗の保存又は地域在来種苗・地域在来農産物の生産を行う農業者・農業者団体等の関係者のその活動を支援するため必要な情報の提供、助言、財政上の措置等

### 【6】国民の関心と理解の増進

- (1) 地域在来種苗の保存・利用等の重要性に関する国民の関心と理解を深めるための、①地域在来農産物の生産等の体験活動の促進、②学校給食等における地域在来農産物の利用の促進、③地域在来農産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化に関する広報活動の充実等
- (2) 民間の団体等が行う地域在来種苗の保存・利用等の重要性に関する国民の関心と理解を深めるための活動を支援するため必要な助言、指導その他の援助

※施行期日：公布日から施行